

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

静岡県菊川市三沢 1500 番地の 60

フジオーゼックス株式会社

2021年7月2日

フジホローバルブ株式会社との合併に係る事後開示書類

静岡県菊川市三沢 1500 番地の 60
フジオーゼックス株式会社
代表取締役社長 辻 本 敏

当社は、2021年5月27日付でフジホローバルブ株式会社（以下「フジホローバルブ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2021年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、フジホローバルブを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2021年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 784 条の 2）

当社は、フジホローバルブの発行済株式の全てを保有していたため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

当社は、フジホローバルブの発行済株式の全てを保有していたため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

フジホローバルブは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議（会社法第 789 条）

フジホローバルブは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021年5月28日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、債権者に対して個別に本合併に対す

る異議申述の催告をしましたが、期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2021 年 5 月 28 日付の電子公告において、株主に対し、株式買取請求に関する公告を行いました。同条第 1 項に従い当社に対して株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 5 月 28 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いました。期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、フジホローバルブから、その権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

フジホローバルブの事前開示書面は別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併による当社の変更登記申請及びフジホローバルブの解散登記申請は、2021 年 7 月 7 日に行う予定です。

7. その他本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面)

静岡県菊川市三沢 1500 番地の 50

フジホローバルブ株式会社

2021年5月28日

フジオーゼックス株式会社との合併に係る事前開示書類

静岡県菊川市三沢 1500 番地の 50
フジホローバルブ株式会社
代表取締役社長 福田 淳一

当社は、2021年7月1日を効力発生日として、フジオーゼックス株式会社（本店所在地：静岡県菊川市三沢 1500 番地の 60。以下、「オーゼックス」といいます。）と合併して、同社が当社の権利義務一切を承継し、当社は解散することといたしました。

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収合併契約の内容

当社は、2021年5月27日の取締役会決議を経て、オーゼックスとの間で、2021年7月1日付でオーゼックスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを内容とする吸収合併契約を締結いたしました（以下、当該吸収合併契約に係る合併を「本合併」といいます。）。その内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

オーゼックスは、当社の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、オーゼックスの株式その他の資産の割当ては行われません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

当社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

4. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、第 6 項第 1 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

オーゼックスの最終事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等
該当事項はございません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はございません。
5. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第2号イ）
該当事項はございません。
6. 吸収合併が効力を生ずる以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）
本合併の効力発生後におけるオーゼックスの資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、オーゼックスの収益状況及びキャッシュフロー等について、オーゼックスの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ推測されておりません。したがって、オーゼックスの負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上



吸収合併契約書

フジオーゼックス株式会社（以下「甲」という。）と、フジホローバルブ株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙の合併に関して、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 甲（吸収合併存続会社）
商号： フジオーゼックス株式会社
住所： 静岡県菊川市三沢 1500 番地の 60
- (2) 乙（吸収合併消滅会社）
商号： フジホローバルブ株式会社
住所： 静岡県菊川市三沢 1500 番地の 50

第3条 （本合併に際して交付する金銭等）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その所有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条 （効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年7月1日とする。但し、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第5条 （本契約の変更・解除）

本契約締結から効力発生日までの間に、天変地異その他の事由によって甲若しくは乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは生じることが見込まれる場合、又は、本合併により甲及び乙が達成しようとする目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は、当事者間の合意により本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第6条（本契約の効力）

本契約は、合併の効力発生日の前日までに、甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第7条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

以上、本契約締結の証として、本書 1 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2021年5月27日

甲：静岡県菊川市三沢 1500 番地の 60

フジオーゼックス株式会社

代表取締役社長 辻 本

敏



乙：静岡県菊川市三沢 1500 番地の 50

フジホローバルブ株式会社

代表取締役社長 福 田 淳



事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期の事業の状況

①事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止に向けた2度の緊急事態宣言等により企業活動は大きな影響を受け、極めて不透明かつ厳しい状況となりましたが、企業の生産活動や個人消費、輸出の持ち直し等により、景気は夏以降緩やかな回復基調が継続しました。

一方、世界経済につきましても、新型コロナウイルス感染症は、米国や欧州を中心に感染者の拡大が続いているなど依然終息が見えない状況は続いておりますが、ワクチンの開発・投与が始まったことによる経済活動の再開により、景気は緩やかな回復の基調に変わってきております。中国経済におきましては、感染症からいち早く回復し、更に経済促進策や輸出入の回復に下支えされた景気は引き続き回復傾向で推移しています。

しかしながら、世界全体では、感染症拡大の影響による経済の落ち込みは大きく、更に変異ウイルスが世界的な広がりを見せるなど再拡大によるロックダウンや非常事態宣言など今後も非常に厳しい状況が続くことが予想されます。

当社グループが属する自動車業界につきましても、国内では、新車販売は回復基調ではあるものの、1年を通じると新型コロナウイルス感染症影響により、前期を大きく下回る販売となりました。海外では、北米市場は9月以降の販売は前年比プラスに転じたものの、昨年前半のロックダウン等の影響により全体では前期を下回る販売となりました。中国も感染症から回復した4月以降は自動車販売も回復傾向で推移しましたが、昨年前半の影響は大きく前期をやや下回る販売となりました。

このような市場環境の中、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、海外販売につきましても、中国販売は最終的に微増であったものの米国や欧州顧客を中心に上期の販売不振による受注落ち込みが続いたため前期に比較し4.6%の減少となりました。国内販売につきましても、下期以降回復基調ではあったものの上期の受注落ち込みが響き、前期に比較し21.2%の減少となり、国内外を合わせると16.1%の販売減となりました。

利益につきましては、上記のとおり販売は大幅に落ち込みましたが、固定費の徹底圧縮による原価改善活動、より無駄のない生産体制への見直しなど利益確保を目指した対策を継続的に取り組んだことにより、経常利益は前期比増とすることが出来ました。

以上の結果、売上高は19,121百万円（前期比3,673百万円減）、営業利益は714百万円（前期比97百万円減）、経常利益は828百万円（前期比158百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は614百万円（前期比228百万円増）となりました。

また、当社は2016年に三菱重工工作機械株式会社と事業統合を行い、合併会社として設立したフジホローバルブ株式会社において、中空バルブ事業における中空製造工程の製造事業を行ってまいりましたが、合併事業開始から4年以上経過し、当初の目的である中空バルブ事業において一定の成果が得られて来たことから、2021年3月31日付で合併事業契約を解消し、同日付でフジホローバルブ株式会社を完全子会社化しております。本合併事業の解消が当連結会計年度の業績に与える影響は軽微であります。

②設備投資等の状況

当期における設備投資総額は3億53百万円であります。

その主なものは、中空バルブの生産能力増強等のためであります。

③資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金および借入金で充ちいたしました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

当社グループの事業の中心である自動車産業の世界需要は、新型コロナウイルス感染症による世界規模の景気後退、米中の貿易摩擦や北朝鮮・中東を初めとする国際情勢の悪化等の国際政治・経済問題などの影響に加え、自動車業界自体における、いわゆるCO₂排出問題（カーボンニュートラル）等の環境問題やバイオ燃料等の新エネルギー問題への対応、さらには電動化・情報化・自動化等といった、新時代へ向けた多種多様な変革の局面にあります。エンジン搭載車を含む自動車業界全体は新興国をはじめとする底堅い成長が続くことが期待されます。国内需要に関しても、景気は今後も回復基調が続く見通しとなっており、堅調に推移することが見込まれております。

このような状況のなか、当社グループといたしましては、グループの更なる成長を目指し、新たに3つの大きな課題に取り組んでまいります。これらの課題は、2021年度から始まる23中期経営計画の重要テーマとして、6月に公表予定としております。

1点目は、自動車部品事業の安定収益確保であり、コスト構造のあるべき姿と現状とのギャップ解決手段の検討を行い、比例費低減と固定費の削減を実行してまいります。

2点目は、新規事業のスタートおよび基軸への成長であり、拡大市場のマーケティングや新規事業の立案を検討・実行してまいります。

3点目は、効率経営推進による社会貢献であり、働き方改革・DX推進・財務改善・BCP等経営基盤強化を図っていくとともに、CO₂削減・SDGsの取り組みを開始し、ESG経営を実践してまいります。

2021年度は新たな中期経営計画のスタート年度として、スローガンと基本方針を以下のように定め、それぞれの重点課題解決に全社を挙げて取り組んでまいります。

スローガン

『自分のためにチャレンジしよう。皆のために助け合おう』

～個人の成長＝会社の成長～

基本方針

- ① 自動車部品事業の安定収益確保
- ② 新規事業のスタートおよび基軸への成長
- ③ 効率経営推進による社会貢献

引き続き会社全体の構造改革を推進するとともに、企業の社会的責任（CSR）を果たし、世界のなかで存在価値のある会社として認められる、理想を追求して行くことができる企業体質を目指します。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第90期	第91期	第92期	第93期
	(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高 (百万円)	20,823	23,198	22,794	19,121
経常利益 (百万円)	1,723	942	669	828
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,162	623	386	614
1株当たり当期純利益 (円)	565.78	303.14	187.71	298.74
総資産 (百万円)	34,248	34,977	37,240	35,973
純資産 (百万円)	25,219	25,745	25,744	25,740

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株について1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第90期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は当社の議決権の45.5%（緊密な者または同意している者を含むと51.8%）を保有しております大同特殊鋼株式会社であります。

当社は親会社よりエンジンバルブ製造用および金型用等の特殊鋼、盛金材等を同社グループの大同興業株式会社等を通じ購入しております。

② 親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は品質・価格・納期等を勘案して公正かつ適正に材料調達先を決定することを基本とし、親会社との間で原材料購入を実施するにあたっては、当該取引の取引条件が第三者との通常の取引とは著しく相違しないこと等に留意し、公正かつ適切に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営および事業活動にあたっております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容	所在地
株式会社テトス	40百万円	100.0%	・食堂の経営 ・デイサービス ・寮、社宅の管理	静岡県菊川市
株式会社ジャトス	50百万円	100.0%	・貨物運輸業、 貨物の荷造梱包 ・製品在庫管理	神奈川県藤沢市
オーゼックテクノ株式会社	100百万円	100.0%	・自動車用部品の加工 請負および 技術サービスの受託	静岡県菊川市
フジホローバルブ株式会社	1,000百万円	100.0%	・自動車用部品の製造	静岡県菊川市
富士気門（広東）有限公司	64,500千元	100.0%	・自動車用部品の 製造・販売	中国広東省佛山市
PT.FUJI OOZX INDONESIA	2,262億IDR	75.0%	・自動車用部品の 製造・販売	インドネシア共和国 西ジャワ州カラワン 県
FUJI OOZX MEXICO, S.A. DE C.V.	396,998千MXN	97.9%	・自動車用部品の 製造・販売	メキシコ合衆国グア ナファト州
FUJI OOZX AMERICA Inc.	700千US\$	100.0%	・自動車用部品の販売	アメリカ合衆国 イリノイ州

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(5) 主要な事業内容

- ① 各種エンジンバルブ、その他エンジン関連部品ならびに自動車部品の製造および販売。
- ② 工作機械の売買、賃貸借および据付工事請負ならびに治工具、技術の販売。

(6) 主要な営業所および工場等（2021年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	静岡県菊川市
横浜本社	横浜市西区
静岡工場	静岡県菊川市
藤沢工場	神奈川県藤沢市

② 子会社

「(4) 重要な親会社および子会社の状況」の③重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 当社グループの従業員数

従業員数（名）	前期末比増減(△)(名)
1,165 (286)	△49 (△53)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数（名）	前期末比増減(△)(名)	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
504 (71)	△30 (△6)	38.8	15.8

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

① 当社

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	1,500
株式会社みずほ銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	1,000

② 海外子会社

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	964
株式会社三井住友銀行	734
株式会社りそな銀行	350
株式会社三菱UFJ銀行	311

(注) 海外子会社の決算日は12月末日ですが、当連結会計年度末日の借入額を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,053,931株 (自己株式数2,019株を除く。)
- (3) 株主数 1,148名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (百株)	持株比率 (%)
大同特殊鋼株式会社	9,339	45.4
大同興業株式会社	1,083	5.2
ジェイアンドエス保険サービス株式会社	655	3.1
株式会社りそな銀行	642	3.1
フジオーゼックス取引先持株会	611	2.9
阪田和弘	590	2.8
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED	413	2.0
MSIP CLIENT SECURITIES	356	1.7
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A.107704	265	1.2
フジオーゼックス従業員持株会	243	1.1

(注) 持株比率は、自己株式2,019株を除いて計算しております。

- (5)その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	辻本 敏		FUJI OOZX MEXICO, S.A. DE C.V.取締役会長
常務取締役 執行役員	市川 修	社長補佐 営業・海外部門統括	FUJI OOZX AMERICA Inc.取締役社長 オーゼックステクノ株式会社取締役社長
取締役執行役員	藤川 伸二	管理部門統括	株式会社ジャトス取締役社長 株式会社テトス取締役社長
取締役執行役員	浜田 章宏	技術部門統括	
取締役執行役員	高野 雄次	生産部門統括 静岡工場長	
取 締 役	山下 敏明		大同特殊鋼株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	飯塚 嘉津美		静岡不動産株式会社 監査役
取締役 (常勤監査等委員)	刀根 清人		
取締役 (監査等委員)	竹鶴 隆昭		大同特殊鋼株式会社常務執行役員
取締役 (監査等委員)	山田 剛己		山田公認会計士事務所 公認会計士
取締役 (監査等委員)	川崎 健司		
取締役 (監査等委員)	加藤 政人		ライフスタイルマネジメント株式会社代表取締役 社長

- (注) 1. 取締役飯塚嘉津美氏、取締役山田剛己氏、取締役川崎健司氏および取締役加藤政人氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）刀根清人氏は、当社の執行役員海外事業部長に2年間在職し、また、大同特殊鋼株式会社では関連事業部や国内外の関連会社において事業運営に幅広く携わり豊富な経験と知見を有していることから、その職務を全うできる人材であります。
取締役（監査等委員）竹鶴隆昭氏は、大同特殊鋼株式会社の常務執行役員を務めるなど、企業経営に精通しており、当社の企業経営全般に対して監査および助言を行える人材であります。
取締役（監査等委員）山田剛己氏は、公認会計士として企業会計監査に関する豊富な経験と財務および会計に関する専門的知見を有し、企業経営に精通していることからその職務を全うできる人材であります。
取締役（監査等委員）川崎健司氏は、製造会社において取締役を10年以上務めるなど、企業経営に精通しており、また製造会社の財務部門を担当する等財務に関する豊富な知識を有することからその職務を全うできる人材であります。
取締役（監査等委員）加藤政人氏は、製造会社における長年の経験と豊富な知見を有すること、また海外子会社の代表を5年以上務め、企業経営に精通しており、その幅広い見識を活かし職務を全うできる人材であります。
3. 監査の実効性を高めるため、刀根清人氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 当社と取締役山下敏明氏、飯塚嘉津美氏、および取締役（監査等委員）刀根清人氏、竹鶴隆昭氏、山田剛己氏、川崎健司氏および加藤政人氏は会社法第423条第1項に関する責任について、最高限度額を100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金または争訟費用を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。
当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役および執行役員、ならびに子会社においてこれらの者と同等の地位にある者であり、すべての被保険者について総支払限度額9億円で当社が負担しております。
6. 大同特殊鋼株式会社は、当社の親会社です。
7. 株式会社ジャトスは当社100%出資の子会社です。
8. 株式会社テトスは当社100%出資の子会社です。
9. オーゼックステクノ株式会社は当社100%出資の子会社です。
10. FUJI OOZX AMERICA Inc.は当社100%出資、FUJI OOZX MEXICO, S.A. DE C.V.は当社97.9%出資の子会社です。

(2) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
(ア) 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	飯塚 嘉津美	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席、また監査役会には3回中3回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	山田 剛己	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回、また監査役会には3回中3回、監査等委員会には7回中7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	川崎 健司	就任後の当事業年度開催の取締役会には、11回中11回、また、監査等委員会には7回中7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	加藤 政人	就任後の当事業年度開催の取締役会には、11回中11回、また、監査等委員会には7回中7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・社外取締役 飯塚嘉津美氏は、取締役会では、経営者目線での的確な発言、客観的な立場からの会社経営の監督を行うことで会社の期待に応えており、また、ガバナンス委員会の委員長として3回の委員会を開催し、会社からの指名・報酬等の案件に対し、委員会内での審議・意見集約を取り仕切り、委員長として答申を行っております。
- ・社外取締役（監査等委員）山田剛己氏は、取締役会では、公認会計士としての的確な発言、客観的な立場からの会社経営の監督、財務および会計に関する助言を行うことで会社の期待に応えており、また、ガバナンス委員会の委員として、会社からの指名・報酬等の案件に対し、委員会内で適宜発言を行っております。
- ・社外取締役（監査等委員）川崎健司氏は、取締役会では、経営者目線での的確な発言と会社経営の監督、また財務に関する知識を活用した発言により会社経営に助言を行うことで会社の期待に応えており、また、ガバナンス委員会の委員として会社からの指名・報酬等の案件に対し、委員会内で適宜発言を行っております。
- ・社外取締役（監査等委員）加藤政人氏は、取締役会では、経営者目線での的確な発言と客観的な立場から幅広い知見を活かした会社経営の監督を行うことで、会社の期待に応えており、また、ガバナンス委員会の委員として会社からの指名・報酬等の案件に対し、委員会内で適宜発言を行っております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。

- a. 常勤取締役の報酬等は各役職別に標準モデルを設計する。
- b. 非常勤取締役の報酬は固定報酬のみとする。
- c. 標準モデルの設計においては、公開の役員報酬データ等を調査し、各役職別の総報酬額、役職間格差が会社規模、業績規模ごとの一般的実績から逸脱しない範囲で設計することとする。
- d. 標準モデルの報酬等は、固定報酬部分と業績連動部分の二区分で構成する。固定報酬部分と業績連動部分の割合は特に定めず、それぞれにつき本方針に従って決定する。支払い時期は、業績連動部分の賞与分については各年度の定時株主総会日の翌日とし、固定報酬部分および業績連動部分の残りは毎月支払うこととする。業績連動部分は中期経営計画における指標との関連を明らかとし、計画達成時と未達時の支払規模、役職間格差を中期経営計画の都度規定する。
- e. 各年度ごとの実際の支払額は、標準モデルと実在の員数差の調整、指標に基づく業績連動分などから総額を決定し、取締役会にて承認決議する。但し役員賞与の総額については、株主還元との公平性を担保するため配当総額の規定の割合以内という上限を設ける。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制をより充実させるため、取締役の指名・報酬決定、少数株主利益保護を図るため取締役会および監査等委員会の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しております。

取締役個人別の報酬支払額については、代表取締役社長が標準モデルに調整を加えてガバナンス委員会に諮問。取締役会は、ガバナンス委員会の意見答申を尊重した上で、各取締役への配分を決議しております。監査等委員については監査等委員の協議により決定しております。

また、決定方針は、代表取締役社長執行役員または代表取締役社長執行役員が指名する取締役執行役員が立案し、ガバナンス委員会に諮問。取締役会は、ガバナンス委員会の意見答申を尊重した上で、決議しております。監査等委員については監査等委員会の協議により決定しております。

② 報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2020年6月23日開催の第92期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員の報酬限度額は、2020年6月23日開催の第92期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は5名（うち、社外監査等委員は3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、代表取締役社長が諮問した報酬支払額を、ガバナンス委員会において審議し、取締役会は、その答申を尊重した上で決議していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

常勤取締役については、減価償却調整後連結営業利益を指標とし、業績連動報酬の総額上限を算定し、標準モデルを基準に配分する。減価償却調整後連結営業利益は、当連結会計年度連結営業利益＋（当連結会計年度連結減価償却額－前連結会計年度連結減価償却額）にて算定する。これにより単年度の投資の多少による変動が補正され、より正確に実質的な業績を測ることができるということが、指標として採用する理由であります。

当事業年度の減価償却調整後連結営業利益の実績は947百万円であります。

⑤ 当事業年度に係る取締役および監査等委員の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	106,557 (2,925)	106,557 (2,925)	—	—	7 (2)
監査等委員 (うち社外監査等委員)	17,361 (6,750)	17,361 (6,750)	—	—	4 (3)
監査役 (うち社外監査役)	5,346 (1,350)	5,346 (1,350)	—	—	3 (2)

(注) 当社は、2020年6月23日付けで監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要
該当事項はありません。

(4) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

①	当期に係る会計監査人としての報酬等の額	32,000千円
②	当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の前年度監査実績および今年度の監査計画の内容、監査報酬の見積りの算出根拠と算定内容の適切性・妥当性を検討いたしました。その結果、監査等委員会は会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の重要な子会社については、当社の会計監査人以外の監査人による監査を受けております。

(5) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は会計監査人の独立性、および専門性、ならびに職務の執行状況などを総合的に判断して、会計監査人の変更が必要と認める場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、下記の「経営理念」に従い、フジオーゼックス企業人として公正・正当・妥当に行動する。

この「経営理念」の趣旨を具体的に従業員に解説し、日頃の職務を執行するにあたっての指針とする。

【経営理念】

1. 技術を極め、顧客の高い満足と強い信頼を頂く商品を提供する。
2. 地球環境を守り、企業責任を全うし、社業を通じて社会に貢献する。
3. 世界を視野に高い目標に挑戦し、企業の発展と個人の成長を実現する。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、並びに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役、執行役員および使用人が法令・定款および当社の基本方針を遵守した行動をとるための「経営理念」を定め、代表取締役が繰り返しその精神を取締役、執行役員および使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

当社は、取締役の意思決定と業務執行状況等を監視する制度として監査等委員会を設置し、これが内部監査部門である監査室と連携して監査を行うことにより、経営の監視が十分に機能すると判断しているため、現状の体制を採用している。また、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査等委員5名のうち3名を社外監査等委員としている。3名の社外監査等委員はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地から経営状態および取締役の業務執行状況等の監視を行っている。

取締役会の任意の諮問機関（委員会）として、ガバナンス委員会を設置し、社外取締役が委員長となり社外取締役が過半数を占める構成とすることにより、取締役の選解任・報酬に関する客観性と公正性を担保している。なお、ガバナンス委員会は少数株主利益の保護に関する事項、最高経営責任者等の後継者の計画に関する事項についても検討を行う。

また、代表取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、取締役、執行役員および使用人が経営理念に従い、フジオーゼックス企業人としての公正・正当・妥当な行動を遵守するよう啓蒙、監査、改善是正を継続する。「CSR委員会」は原則として1年に1回、必要あるときは随時、開催する。

「CSR委員会」の下部組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、誠実性および倫理観に対する具体的な行動・判断のよりどころとして「行動基準」および「コンプライアンスガイドライン」を制定し、取締役は率先垂範し社内に徹底するとともに、全社員自ら行動実践できるように階層別教育を行う。

「リスクマネジメント委員会」は原則として6ヶ月に1回開催する。

監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、「リスクマネジメント委員会」、「CSR委員会」と連携を取る。

これらの活動は定期的に取り締り会および監査等委員会に報告されるものとする。

外部との電子メールについてはモニタリングを実施する。また、法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段として、ホットラインを設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報制度規程」を制定し、グループ会社を含め適用している。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社則の「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

また、情報の管理については「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報取扱管理規程」および「特定個人情報取扱管理規程」に従い、適正に管理される。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント委員会」において、当社および当社グループ内の予想されるリスクおよび潜在的リスクを排除・防止するための審議を行う。

また突発危機が発生した場合の対処方針を検討し、対外的影響を最小限にするための対応策を協議する。具体的には「緊急時における事業継続計画」を制定し管理している。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督を行うこととする。

取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、経営会議を毎月2回開催し、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うこととする。

取締役会・経営会議は、必要に応じ臨時に開催を可能とする。

社内規則に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとることとする。

「経営企画委員会」において、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。

また、毎期当初にコストに関する数値を含む目標の設定を行い、四半期毎に管理会計手法を用いて、目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、職務の効率性を確保するシステムを採用する。

⑤当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社毎に、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社コンプライアンス統括部署はこれらを横断的に推進し、管理することとする。

当社は「国内関係会社管理規程」および「海外関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告および業務報告を受け、適正な管理体制を確保する体制を構築している。

当社は子会社を含む内部統制システムを運用しており、監査室による定期的な監査を行うことで業務の適正性と効率性を確保している。

また、親会社グループとの内部監査の情報交換と監査技術の研鑽を図るために、「グループCRM研究会」への参加を行うこととする。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員である取締役を置く。さらに、監査等委員会は監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の監査等委員でない取締役からの独立性および実効性の確保に関する事項

監査等委員会は監査等委員会の職務を補助すべき監査室に属する使用人の人事異動について、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとする。

また当該使用人を懲戒に処する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査等委員会の承認を得るものとする。

また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は監査等委員でない取締役の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助にあたることができるものとする。

⑧監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(イ) 選定監査等委員は経営会議および職務執行に関する重要な会議および委員会に出席することができる。

(ロ) 監査等委員会と協議の上、監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を制定し、この規程に基づき、当社の監査等委員でない取締役、子会社の取締役および当社グループの使用人は次に定める事項を報告することとする。

1. 経営会議その他職務執行に関する重要な会議で決議された事項
2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
3. 毎月の経営状況として重要な事項
4. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
5. 重大な法令・定款違反
6. その他コンプライアンス上重要な事項

(ハ) 使用人は前項（ロ）に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。

(二) 前項（ハ）において監査等委員会へ通報した者は不利益な取り扱いを受けないことを「内部通報制度規程」に定めて運用する。

(ホ) 監査等委員会および監査等委員会の使用人の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の償還の処理に関する事項については、監査等委員でない取締役の承認を得ることなく実行できる。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長と情報交換を行う。

(ロ) 監査等委員会は、監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査等委員会監査の実効性確保を図る。

⑩反社会的勢力による被害を防止するための基本方針について

社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くことを基本方針とする。

反社会的勢力に対する対応部署を人事総務部に設け、当社、当社グループ、親会社の関係部署および外部専門機関（県、企業防衛対策協議会等）との協力体制を整備している。

⑪財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保する体制について

当社およびグループ会社は、金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制および各業務プロセスの統制活動を強化し、その適正性かつ有効性の評価ができるように、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、財務報告の信頼性維持・向上を図ることとする。

また、財務報告に係る内部統制において各組織（者）は以下の役割を確認する。

(イ) 監査等委員でない取締役は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。

(ロ) 取締役会は、取締役の内部統制の整備および運用に関して監査責任を有しており、内部統制が確実に実施されているか取締役を監視、監督する。

(ハ) 監査等委員会は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備および運用状況を監視、検証する。

(二) 監査室は、各統制の管理部署が実施した内部統制の整備・運用状況の把握・分析および有効性評価とは別に内部統制監査を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

内部統制委員会を2回開催し、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行い、財務報告の信頼性の維持・向上を図っております。

また、CSR委員会を年1回、リスクマネジメント委員会を年2回開催し、コンプライアンスを推進すると共に、社内リスクの早期発見に努めました。

(3) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社として重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、親会社および緊密な者または同意している者の議決権の所有割合が50%を超えている現状を鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,476,873	流動負債	6,597,194
現金及び預金	3,062,646	電子記録債権	120,961
電子記録債権	1,073,286	買掛金	2,258,309
商品及び製品	3,463,079	短期借入金	3,500,000
仕掛品	742,005	未払金	225,570
原材料及び貯蔵品	1,054,489	未払費用	167,897
前払費用	27,079	未払事業所税	1,300
関係会社預け入金	13,409	未払法人税等	27,978
未収戻付人税等	303,038	預り金	27,567
未収配当金	53,543	その他	267,613
未収の他金	258,141		
貸倒引当金	1,235		
	△7,000	固定負債	47,562
固定資産	19,138,085	退職給付引当金	40,226
有形固定資産	11,836,917	その他	7,337
建物	2,446,448	負債合計	6,644,756
構築物	326,562	(純資産の部)	
機械及び装置	6,334,686	株主資本	23,970,202
車両運搬具	351	資本金	3,018,648
工具、器具及び備品	118,172	資本剰余金	2,769,453
土地	2,596,041	資本準備金	2,769,453
建設仮勘定	14,657	利益剰余金	18,191,777
無形固定資産	57,571	利益準備金	392,948
ソフトウェア	41,856	その他利益剰余金	17,798,829
施設利用権	15,715	固定資産圧縮積立金	102,552
投資その他の資産	7,243,598	別途積立金	5,226,034
投資有価証券	1,000	繰越利益剰余金	12,470,244
関係会社株	5,888,339	自己株式	△9,675
関係会社出資金	1,061,607	純資産合計	23,970,202
従業員に対する長期貸付金	8,051	負債純資産合計	30,614,959
前払年金費用	170,052		
繰延税金資産	70,945		
その他	68,655		
貸倒引当金	△25,050		
資産合計	30,614,959		

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,082,351
売上原価		14,505,923
売上総利益		1,576,428
販売費及び一般管理費		1,768,849
営業損失(△)		△192,421
営業外収益		
受取利息	136	
受取配当金	293,619	
受取賃貸料	717,668	
雇用調整助成金	149,898	
為替差益	38,269	
その他	33,973	
		1,233,564
営業外費用		
支払利息	18,105	
賃貸収入原価	588,098	
固定資産除却損	77,577	
その他	6,289	
		690,069
経常利益		351,074
税引前当期純利益		351,074
法人税、住民税及び事業税	64,065	
法人税等調整額	△33,124	
当期純利益		320,133

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,018,648	2,769,453	2,769,453	392,948	105,277	5,226,034	12,250,084	17,974,342
当期変動額								
剰余金の配当							△102,699	△102,699
固定資産圧縮積立金の取崩					△2,726		2,726	-
当期純利益							320,133	320,133
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	△2,726	-	220,160	217,435
当期末残高	3,018,648	2,769,453	2,769,453	392,948	102,552	5,226,034	12,470,244	18,191,777

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△9,579	23,752,863	-	-	23,752,863
当期変動額					
剰余金の配当		△102,699		-	△102,699
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-	-
当期純利益		320,133		-	320,133
自己株式の取得	△95	△95		-	△95
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	-	-	-
当期変動額合計	△95	217,339	-	-	217,339
当期末残高	△9,675	23,970,202	-	-	23,970,202

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

- ① 商品……………個別法
- ② 製品・仕掛品・原材料・貯蔵品…総平均法

(3) デリバティブ ……………時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	15～50年						
構	築	物	10～75年					
機	械	及	び	装	置	8～9年		
車	両	運	搬	具	4～7年			
工	具、	器	具	及	び	備	品	5～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務などをヘッジ対象として、為替予約を行っております。

③ヘッジ方針

ヘッジ取引は、業務遂行上、輸出入の取引を行うにあたって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合のみに限っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断することによって有効性の評価を行っております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額(千円)
関係会社株式	5,888,339

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、時価を把握することが極めて困難とされている非上場の子会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時には、回復可能性が十分の証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行うこととしております。

当事業年度においては、非上場の子会社FUJI OOZX MEXICO, S.A. DE C.V.の株式（関係会社株式計上額2,739,731千円）について、当該子会社の資産又は資産グループに減損の兆候が存在しております。

同社において、今後、有形固定資産の減損が発生し、財政状態が悪化した際には、翌事業年度以降の当社の計算書類において、子会社株式評価損（特別損失）が発生する可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,495,489千円

2. 保証債務

子会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

PT.FUJI OOZX INDONESIA	850,000千円
FUJI OOZX MEXICO, S.A. DE C.V.	1,508,560千円
合計	2,358,560千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	927,225千円
短期金銭債務	685,727千円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	1,595,629千円
営業費用	4,931,007千円
営業取引以外の取引高	1,002,890千円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普 通 株 式 2,019株

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損 100,723千円

未払事業税 3,035千円

貸倒引当金 9,570千円

退職給付引当金 14,543千円

その他 65,582千円

繰延税金資産小計 193,454千円

評価性引当額 △27,455千円

繰延税金資産合計 165,999千円

繰延税金負債

前払年金費用 △50,778千円

固定資産圧縮積立金 △43,739千円

その他 △537千円

繰延税金負債合計 △95,054千円

繰延税金資産純額 70,945千円

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) (%)	関連当事者との関係		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	フジホロー バルブ 株式会社	(所有) 直接100.0	兼任 1人	当社製品製造にかか る加工業務 製造用設備 等の賃貸	当社製品製造にかか る加工業務 (注1)	1,679,107	買掛金	168,025
					製造用設備 等の賃貸料 (注2)	629,614	未収入金	55,308
	FUJI OOZX MEXICO, S.A. DE C.V.	(所有) 直接97.9	兼任 1人	製品、機械 設備の販売 技術供与	製品、機械 設備の販売 技術供与 (注3,4)	801,028	売掛金	506,601
					債務保証 (注5)	1,508,560	-	-
	PT.FUJI OOZX INDONESIA	(所有) 直接75.0	-	製品、機械 設備の販売 技術供与	債務保証 (注5)	850,000	-	-
	FUJI OOZX AMERICA Inc.	(所有) 直接100.0	兼任 1人	製品の販売	製品の販売 (注4)	876,459	売掛金	328,839

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1)当社製品製造にかかるとる加工業務については、提示された見積価格をもとに、交渉の上で決定しております。

(注2)製造用設備等の賃貸については、当社の算出した原価に基づいて賃貸料を提示し、交渉の上で決定しております。

(注3)技術供与の対価については、每期交渉の上、決定しております。

(注4)製品および機械設備の販売の価格その他の取引条件については、市場実績価格を勘案して当社が希望価格を提示し、交渉の上で決定しております。

(注5)債務保証については、子会社の銀行借入に対して行ったものであり、保証料の受取はありません。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) (%)	関連当事者との関係		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	大同興業 株式会社	(被所有) 直接5.2	—	原材料等 の購入	原材料等 の購入 (注)	2,349,285	買掛金	1,220,157

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)原材料等の購入については、総原価、市場価格を勘案して毎期交渉して、一般的取引条件と同様に決めております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 11,670円40銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 155円86銭 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

フジオーゼックス株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

静 岡 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 坂 部 彰 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 澤 達 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジオーゼックス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び営業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

フジオーゼックス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	刀根清人	Ⓔ
監査等委員	竹鶴隆昭	Ⓔ
監査等委員	山田剛己	Ⓔ
監査等委員	川崎健司	Ⓔ
監査等委員	加藤政人	Ⓔ

(注) 監査等委員山田剛己、監査等委員川崎健司、および監査等委員加藤政人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上